

ともありました。やはりいろいろな状況の中においての具体的な検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、自治体フロントヤード改革の推進についてお伺いをいたします。

書かない窓口でありますとか行かない窓口など、住民の各種申請における利便性を図り、職員にとっても窓口業務の改善や業務の効率化につながる自治体フロントヤード改革は、我が党が二〇二三年の統一地方選における重点政策に掲げ、一貫して推進を図ってきた取組でございます。

令和六年度補正予算にもその内容が盛り込まれておりますし、令和七年度においても引き続き事業を実施する予定と聞いております。

そこで、総務省にお伺いしますけれども、令和六年度までにおける各自治体での書かない窓口や行かない窓口の導入状況はどうなっているのか、さらにはこの書かない窓口などを始めた自治体フロントヤード改革の今後の具体的な方向性、この辺のところを御答弁いただきたいと思っております。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

令和六年四月一日時点で、書かない窓口につきましては、全市区町村千七百四十一団体中五百二十八団体、三〇・三％が導入済みでございます。行かない窓口につきましては、オンライン申請の状況を申し上げますと、引越し手続では全ての市区町村で対応済みとなっております。それ以外では、千七百四十一団体中千四百三十四団体、八二・四％が何らかの手続で導入済みでございます。

自治体フロントヤード改革につきましては、お話がございましたけれども、今年度、実証事業を実施してございまして、モデル団体を創出しているところでございます。

この中で得られました知見や把握した効果、支障が生じた事例などを踏まえながら、人口規模等を考慮した改革の進め方やポイントをまとめた手順書を本年五月をめどに作成する予定としてござ

います。

また、お話がございましたけれども、令和六年度補正予算を活用しまして、バックヤードとの連携を更に強化した形で、令和七年度にモデル事業の実証もしていきたいと考えてございます。

また、加えて、フロントヤード改革の取組の中では、実装するデジタルツールの導入経費につきましては、令和七年度から創設されるデジタル活用推進事業債が活用可能となりますことから、先ほど申し上げました手順書でも紹介するなど、自治体の取組を強く後押ししてまいります。

○中川（康）委員 ありがとうございます。

事業債の活用という話もありました。これは本当に住民にとっても職員にとってもプラスとなる施策でございますので、是非引き続きの推進をお願いいたしまして、私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○竹内委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。今日は、ふるさと納税についてお聞きをいたします。

ふるさと納税は年々利用者が増えてきておりまして、二〇二三年度は寄附額が最高で、一兆一千七百七十五億円となっております。住民税の控除額にしますと、七千六百八十二億円ということでございます。一兆一千七百七十五億円を寄附されたうち、自治体に残るお金は五千七百五十億円と聞いております。つまり、返礼品とかポータルサイトとかあるいは配送料、半分は経費で消えているというところでございます。

総務省に確認しますが、そもそのふるさと納税創設の目的あるいは趣旨をお答えいただけますか。

○寺崎政府参考人 お答え申し上げます。

ふるさと納税は、納税者のふるさとに対する思いを生かし、地方の活性化にも資する仕組みを税制上構築することができないかとの問題提起を受けまして、平成二十年度税制改正において創設さ

れたものでございます。

本制度は、お世話になった自治体、応援したい自治体などへ感謝や応援の気持ちを伝え、納税者の意思で自らの税の使い道を選択することを可能とするものであり、寄附金の使い道に着目して行われることが意義のあることと考えております。

○辰巳委員 ふるさとを思う気持ちというのは別に否定はしないんですけれども、では一体どれだけの人がふるさと納税でそういう気持ちで当制度を利用していいのかということだと思っております。そもそも、別に、自分が生まれて育ったところに寄附をしなければならぬということが制度利用上の条件にもなっていないわけですよね。

ふるさと納税は、寄附額から二千元を引いた金額が控除上限まで税額控除されるというものであります。ほぼ全ての寄附に付随するのが返礼品ということになっていきます。返礼品の価値が寄附金の三割までということでありまして、仮に五十万円を寄附して十五万円の返礼品を受け取るということであれば、二十四の持ち出しで十五万円の価値がもたれる、つまり十四万八千円を得るシステムということになり、官製ネット通販とやゆるする識者もおられます。

そもそも、ふるさと納税を、寄附というんですけれども、寄附と呼んでいいものなのかということもあると思います。本来、寄附というのは対価を要求するものではないと思うんですよ。ただ、実態としてふるさと納税は、返礼品という強烈なインセンティブを推進力にして拡大し、様々なゆがみも生じさせてまいりました。この制度のゆがみを改めて今日は指摘していきたいと思うんですね。

ふるさと納税は、納税先自治体を選択することができるといものになっております。このことによって、税収の移転が自治体間で起こるわけですから、二〇二〇年六月三十日のふるさと納税訴訟最高裁判決における補足意見の中にはこうあります。もし地方団体が受け取るものが税なのであれば、

地方団体がその対価やお礼を納税者に渡すなどということは税の概念に反している、こう述べているんですね。

この税収移動は、個々の自治体を持つ徴税権の侵害とも私は言えるんじゃないかというふうに思っています。つまり、税収を奪われる自治体は、当該自治体での市民サービスやインフラ整備を削らなければならなくなる。こういうケースだって出てくると思うんですね。

総務省に聞きますけれども、個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う、地域社会の会費的な性格を有する税だ、こう説明してきたと思います。つまり、居住自治体のサービスに対してそこに住む住民が応能負担ということを税を負担していく、こういう原則だと思えます。ふるさと納税がどんどん進みますと、その説明が成り立たなくなるんじゃないですか。

○寺崎政府参考人 お答え申し上げます。

ふるさと納税の制度設計に際しましては、これは平成十九年十月のふるさと納税研究会の報告書でございますが、自治体に対する寄附は行政サービスの財源に直接充てることが可能な財源でありますこと、また、自治体に対する寄附が行われた場合は地方全体で歳入総額自体は減少しないということがございます。こういったことから、ふるさと納税は特に高い公益性を有すると評価されたところでございます。

一方、地域社会の会費、委員の御指摘のとおりでございます。こういった個人住民税の性格を踏まえまして、住所地の自治体に納付される個人住民税額が余りにも大きく減少することは適当でないということから、控除額の上限の必要があるというところで、現在、所得割の額の二割を上限としているところでございます。

ふるさと納税制度の設計に当たりましては、こういった様々な要素を勘案して、個人住民税の大半は住所地団体に残るよう、応益性にも配慮した仕組みとなっておりますので、全体としては地方税の原則を曲げるものではない、矛盾するもので

はない、このように考えているところでございます。

○辰巳委員 今の説明でいうと、限られたものなのだという感じの説明だったのかなと思うんですけども。

例えば、ふるさと納税によって当該自治体の税収が流出をした、雑誌などではいろいろ流出額ということでランキングみたいなこともやっているんですけども、直近でいうと、川崎市などは百億円超が流出したと言われております。交付団体であれば四分の三が交付税で補填をされますけれども、川崎市なんかは不交付団体ですから、百億円の規模のお金というのはなかなか大きいと思いますよ。

出ていくという観点と同時に、入ってくる自治体が当然ある。私は、税収入のうち、どれぐらいのふるさと納税がその中で占めているのかと。依存率ということも、是非、総務省で調べてほしいと思いますよ。出ていくと同時に入ってくる、これが、ふるさと納税に余りにも過度に依存している自治体。仮に地元の産品などが何らかの理由でなくなった場合というのは、自治体によっては非常に困ることになるんじゃないかというふうに思うんですよ。是非調べていただきたいと思います。

それと、教育、子育て支援など、寄附者が税の使い道を選べるというのもこの制度の特徴になっているわけですね。ただ、本来、居住する住民こそが当該自治体で行われる施策の可否や内容を選挙で選んだ議員で構成される議会を通じて決めるのが議会制民主主義の当然の在り方であって、住民以外の人が施策を左右できる制度になっているというの私はちょっと異質ではないかというふうに思います。

税の公平性を毀損するということも問題だと思ふんですね。周知のとおり、高額所得者ほど優遇される制度になっております。総務省の資料によりますと、全額控除されるふるさと納税額の目安は単身で年収三百万円で二万八千円、年収二千五

百万円で八十五万五千円。ふるさと納税の実態からいえば、この金額の三分の一の価値の返礼品を受け取っているわけですから、年収三百万の方で九千円、年収二千五百万の方で二十八万五千円もの価値の商品を受け取ることができるということであります。

総務省に確認しますけれども、高額納税者ほど優遇される制度だということはお認めになりますかね。

○寺崎政府参考人 お答え申し上げます。

ふるさと納税制度につきましては、先ほどから申し上げているとおり、地域社会の会費という個人住民税の性格を踏まえ、住所地の自治体に納付される個人住民税額が大きく減少することがないよう、住民税が軽減される額について所得の大小にかかわらず個人住民税所得割の額の二割が上限となっておりまして、所得が大きい方につきましてはこの二割ということが適用されるということはお案内のとおりでございます。

なお、この上限につきましては、平成二十七年で税制改正において、地方六団体からの要望を踏まえ、引上げを行ったところでございます。

○辰巳委員 そういうことなんですよ、高額納税者ほど金額的には優遇されるわけですよ。

今ありましたとおり、高額納税者ほど優遇されるという制度をより強化したのが二〇一五年からの控除上限の拡大であります。返礼品競争の過熱もこれ以降に進んで、後に総務省は過熱を抑えるための基準を定めましたけれども、一部自治体との法廷闘争にもなっていました。

このとき、高所得者への過度な優遇になると指摘をした総務官僚がおられました。今日の資料にもつけています。当時自治税務局長の平嶋彰英氏であります。問題を指摘して異例の人事が行われたと、この記事にはあるわけですね。過熱した返礼品競争への対応を結果的には総務省も迫られたということに鑑みれば、当時の平嶋氏の指摘は至極真つ当なものだったんじゃないかと私は言わなければならぬと思います。

大臣、真つ当な指摘を行った者が人事上の不利を得ることがあつてはならないと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○村上国務大臣 ふるさと納税制度については、平成二十六年当時、地方六団体から、その積極的な活用により地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されていることから、控除額の上限と手続の簡素化について検討することとの意見が出されたものと承知しております。

こうした地方の声を反映させる形で、平成二十七年の税制改正において、控除上限額の引上げと確定申告を不要とするワンストップ特例の導入が行われ、その後のふるさと納税の利用拡大につながったものと考えております。

なお、個別の人事につきましては、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることからお答えは差し控えさせていただきますが、適材適所で行っております。

以上であります。

○辰巳委員 なるほど。事の経過から見れば、この方は真つ当なことをおっしゃっていたと私は思っています。

経費の大きさも問題であります。寄附金のおよそ半分が返礼品、送料、あるいは決済、ポータルサイトへの手数料で費やされております。総務省はこれらの経費について、返礼品は三割まで、経費全体で五割以内に収める規制も導入をしております。ではそもそも五割の根拠というのは何なのか、お答えいただけますか。

○寺崎政府参考人 お答え申し上げます。

総務省といたしましても、ふるさと納税の募集に関しまして、自治体が過度な広報や宣伝を競い合うことなどによりまして多大な経費を支出することは、制度の趣旨に鑑みて好ましくないと考えております。

そのため、寄附金の少なくとも半分以上が寄附先の地域で活用されるよう、地方税法等により寄附金総額の五割以下という基準を作ったところでございます。

○辰巳委員 そもそも寄附というのは、寄附したものが最大限使われるということを期待して行うものだと思いますので、半分以上とかいうのは、半分までは経費で消えていいよということであつて、私は、そのことでこの制度が正当化されるのか甚だ疑問であります。

今ちょっとポータルサイトの話をしましたけれども、今日、二枚目の資料でつけました。大手仲介サイトなどを会員企業とする業界団体として、ふるさと納税協会というものがあります。記事にはこうあります。税制改正に対応した政治、行政に対するロビー活動として、国会議員や自民党政策グループなどの政治資金パーティー券購入費が盛り込まれている、こういうことなんですね。そして、複数の国会議員のパーティー券を買っているということを認めたということでもあります。企業や団体がなぜ寄附やパーティー券を買うのかというと、議員や政党を取り込む、政策を左右したいということにほかならないと思います。

大臣、ふるさと納税を所管する総務大臣として、よもやこういう団体にパーティー券を買ってもらっているということはないと思いますが、いかがですか。

○村上国務大臣 事務所に確認したところ、よもやございません。

いずれにしましても、今後とも法令等に基づき適切に対応してまいりたい、そういうふうに考えております。

○辰巳委員 大臣はないということなんです、結構なんですけれども、これからもそういう団体にパーティー券を買ってもらうことはいないということではよろしいですか。

○村上国務大臣 当然のことであります。以上であります。

○辰巳委員 非常に殊勝な姿勢だと思うんですね。やはり利益相反ということになる。私は、政治がお金で買われる、それは寄附であれパーティー券でも同じ趣旨だと思っておりますので、全面禁止を求めたいというふうに思っております。

企業版ふるさと納税というのがあるんですけども、今日はここにも触れたかったんですけども、企業版ふるさと納税についても不正行為というものが国見町などで行われておりますので、私たちは企業版ふるさと納税に対しては廃止すべきだという立場を述べて、私からの質問といたします。

以上です。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、山川仁君。

○山川委員 れいわ新選組の山川仁です。どうぞよろしく願いたいします。

まず、質問に入る前に、冒頭、総務大臣、先日、沖縄の地元紙の方で、北部豪雨の関連で国頭村、大宜味村の二村が局地激甚災害に指定されました。総務省などから、多くの交付税措置を含めると最終的に国からの手当てが九九%以上対応してくれるというような内容になっているというふうな報道でした。

今回、今日出席者として来ていただいている金城文科省政務官、そしてまた島尻理事も含めて沖縄県内の選出の国会議員の皆さん方、また北部の首長の皆さん方が国にしっかりと声を届けていただいて、それを受け止めていただき、こういった激甚災害指定をしていただいて、いろいろな様々な措置を手当てしていただいたことに、この場をおかりして感謝申し上げます。地元から大変喜ばしい声もいただいておりますので、また今後も引き続きどうぞよろしく願いたいと思います。ありがとうございます。（村上国務大臣「また何かありましたらどうぞ」と呼ぶ）ありがとうございます。

本題ですが、質問があります。当然時間がありますので、いろいろと問取り、調整した流れがうまくいくかどうか分かりませんが、話をさせていただきますきたいと思います。

防衛省、外務省に一言お伝えしなければいけない案件がありまして、これは何かというと、去る三月四日、五日において沖縄県内では中学生が高校を受験する際の受験の日でありました、この二

日間が。その中で、公立高校の受験の日に体調も当然メンタルも合わせて、しっかりと学んだ知識も集中して、わくわくどきどきするような次の未来のためにその日を迎えた子供たちがたくさんいると思います。そういった中でも、やはり沖縄県内というのは基地被害が多くありまして、騒音問題もあります。その日に限ってではないんですが、昼夜問わず日々常態化している状況で、米軍機が飛来してしまい受験に支障を来すというような案件が発生した報道もありました。その中で、この両日、普天間飛行場と嘉手納基地の周辺で百デシベル前後の爆音を発生させ、五日の午前十一時頃には聴覚機能にも障害を与える相当の百一デシベルを記録し、会話がほとんど不可能とされる九十五・七デシベルも測定されたと報道されておりました。

そこで、金城文科政務官にお聞きしたいんですが、文科省は子供たちの安全や健康面を考える立場として、防衛省や外務省にその旨、こういったことがないようにと抗議をするべきだと私は思いますけれども、文科省としてはいかがでしょうか。

○金城大臣政務官 山川議員にお答えをいたします。

児童生徒等の健康の保持増進を図るためには、学校において健康で快適な学習環境を維持することが重要であります。

学校保健安全法では、学校の設置者はその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないこととされていることを踏まえまして、今般、沖縄県教育委員会が騒音防止に関して沖縄防衛局に要請されたものと承知しております。

文部科学省としましては、沖縄県教育委員会等から御相談があれば、その内容に応じ、関係省庁と連携をして適切な対応が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○山川委員 ありがとうございます。

文科省としてそういった答弁になることは当然ルールとしてあるかと思いますが、先日も

外務大臣が出席した際に政務官も来ていただいで、学校保健安全法の話もさせていただきましただけども、文科大臣が決め切れるルールの中で、今、子供たちの健康や学校環境が米軍の騒音被害で脅かされているんですね。その旨に対して省庁の枠を超えて文科省が外務省や防衛省に何をやっていくんだと、子供たちのために、しっかりと私たちの環境を守るためには文科大臣がしっかりとルールを遵守して外務省、防衛省にしっかりと物を申すべきだと思いますけれども、今の答弁でよろしいですか。短めをお願いします。

○金城大臣政務官 済みません、先ほどの繰り返しにはなりますけれども、文部科学省としましては、沖縄県教育委員会等から、向こうの側から御相談があれば、その内容に応じ、関係省庁と連携して適切な対応が図られるよう努めてまいるところでございます。

○山川委員 ありがとうございます。

それは、政務官、今の状況が適切な環境にあると思いますか、どうでしょうか。

○金城大臣政務官 学校側として、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認める場合には遅滞なく改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは当該学校の設置者に対しその旨を申し出るというのが校長の側にある。

今回、その上で、文部科学省としましては、学校の設置者や沖縄県教育委員会からの具体的な要望があれば、その内容に応じ、今回は委員の方から米軍基地の騒音問題ということで、今回は米軍基地から派生する騒音問題ということになりますので、それは米軍基地関連を所管する関係省庁と連携を図りながら、学校の設置者等が適切な対応が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○山川委員 ありがとうございます。

昨年の四月九日に、文科省の方で騒音による児童への影響、被害に関するアンケートを取られているんですね。その中でもしっかりと、被害に

遭っている学校が多くありますので、その状況を踏まえた上でもやはり文科省として、都道府県から何か声がかかるのではなくて、実情は分かるわけですから、金城政務官がより分かると思いますが、その状況は。なので、言われたから私たちは動きますではなくて、言う前にしっかりと子供たちの健康を守るという意味合いでは是非とも親切丁寧な対応をしていただければと思いますので、よろしく願いたいと思います。

時間もありますので次に行きたいと思いますが、民間港の軍事利用についてお話をさせていただきたいと思います。

先日、玉城沖縄県知事が、二月二十六日に石垣港にアメリカ海軍の戦艦が寄港したことについて、住民の生活や港湾の使用に不安を与えるようなことがあつてはならないということから我々は自粛を求めている、そこが考慮されたかどうかは確認をしなければならぬとコメントしていただきます。この自粛の意味で、今回は米軍の方が寄港しておりますが、その状況をどのように受け止めているのか、沖縄県知事の発言を受けての政府の見解をお聞かせください。

○本田副大臣 お答えいたします。

御指摘のとおり、二月二十六日から二十八日まで、米海軍の輸送揚陸艦「サンディエゴ」と海上自衛隊の訓練支援艦「くろべ」が補給、休養を目的として石垣港に入港いたしました。

石垣港は、石垣市が管理する港湾でありまして、両艦の入港については、米軍そして海上自衛隊、石垣市を始めとする関係機関の間で必要な調整をしっかりと行った上で実施されたものでありまして、石垣市においては、入港に当たって技術的な安全性を確認し、入港を容認していたものと承知しております。

その上で、米軍艦船は日米地位協定に基づき我が国の港湾に入内することが認められておりまして、このことは、米軍の円滑かつ効果的な活動を確認し、もって日米安全保障条約の目的を達成するために重要なものと認識しております。他方